

兵労発基 0704 第 1 号
令和 4 年 7 月 4 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 梅野 巨利 殿

兵庫労働局長
鈴木 一光

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）及び新しい資本主義実行計画工程表並びに経済財政運営と改革の基本方針2022（同日閣議決定）に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。